

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局被服等貸与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。